

琉球大学学術リポジトリ

配当規制における配当財源の可否

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 葭田, 英人, Yoshida, Hideto メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1626

配当規制における配当財源の可否

葭 田 英 人

目 次

- 一 はじめに
- 二 配当規制の意義と配当財源
- 三 配当財源としての合理性
- 四 結 び
- 一 はじめに

現行商法は、会社債権者保護の立場から会社財産を確保するために配当規制の規定（商法二九〇条）を設けている。しかし、平成一三年および平成一四年における商法改正において、配当規制と密接な関係にある資本制度に関する重要な改正が行われ、資本および法定準備金の概念の変更に伴い会社の資本政策が弾力化され、柔軟な財務政策の遂行が可能となり、配当規制にも変化が生じてきている。特に、配当規制における資本および法定準備金の分配について、その合理性が問題となる。また、繰延資産および繰延税金資産ならびに資産の時価評価導入に伴う未

実現評価益の配当財源としての可否について、理論的検討を要することはいうまでもない。

二 配当規制の意義と配当財源

配当規制の目的は、会社債権者保護と株主の投資の見地から、資産の分配を許容できる会社の財政状態についてある種の最低基準を確立することであり、商法は、配当がなるべく多いことを望む社員・株主の利益と、それがなるべく少ないことを望む会社債権者の利益を調整することを目的とする。また、有限責任の原則により会社財産を唯一の担保とする株式会社と有限会社には、会社債権者保護の観点から配当規制（商法二九〇条、有限会社法四六条）が存在するが、無限責任社員がいる合名会社および合資会社には配当規制は存在しない。

配当財源である配当可能利益の算定は貸借対照表を基準に行い、利益配当はその金額の範囲でなされなければならない。商法は、会社債権者保護の立場から、資本を担保として会社財産を確保するため配当規制の規定を設けている（商法二九〇条一項）。利益配当は、貸借対照表の純資産額から資本の額、資本準備金と利益準備金の合計額（法定準備金の額）、その決算期に積立を要する利益準備金の額、開業準備費・試験研究費および開発費の合計額が法定準備金の額とその決算期に積立を要する利益準備金の額の合計額を超えるときはその超過額、新株払込金または新株式申込証拠金、土地再評価差額金、株式等評価差額金を控除した額を限度として行うことができる。また、純資産額が資本と法定準備金の合計額に満たない資本の欠損となる場合には、法定準備金を取り崩して資本の欠損を填補するか、会社財産に資本の額を合わせる名目上の資本減少を行うことにより利益配当を可能とすることができる。

これに対し、会社が配当規制に違反して利益がないのに配当を行ったときは、違法配当（蝸配当）として無効となり、不当利得を理由に会社は株主に対して返還を請求することができる（民法七〇三条・七〇四条）。会社債権者も株主に違法配当額を会社に返還するよう請求できる（商法二九〇条一項）。しかし、多くの株主から返還させることは難しいので、違法配当議案を株主総会に提出した取締役および取締役会決議に賛成した取締役は、連帯して違法配当額を弁済する責任を負う（商法二六六条一項一号・二項）。この責任は資本充実の原則から生じる無過失責任となり（委員会等設置会社においては過失責任）、株主全員の同意がなければ免除できず株主代表訴訟の対象となる（商法二六六条五項・二六七条）。また、この責任を履行した取締役は、悪意の株主に対して求償することができる（商法二六六条の二）。

さらに、筆者にとつて非常に示唆に富んでいると思われるアメリカ法における配当規制については、ニューヨーク事業会社法五一〇条において、会社が支払不能であるか、あるいは配当支払により支払不能に陥るような場合の配当を禁止（支払不能基準）、かつ会社の資産が負債と資本を超えていなければ配当を禁じるもの（貸借対照表基準）である。デラウェア会社法一七〇条は、損益計算書上の利益が存するかどうかで配当支払の可否を決する。すなわち、欠損が存する場合でも当期利益を配当可能利益として認める。いわゆる *nimble dividend* が貸借対照表基準かの選択基準を配当規制としている。また、マサチューセッツ会社法三七条は支払不能基準のみを採用している。そして、カリフォルニア会社法五〇〇条においては、分配直前の会社の留保利益の額が配当額以上であるか（留保利益基準）、会社に留保利益がない場合でも、分配直後の資産総額が負債総額の一二五パーセント以上で（資産負債比率）、かつ流動資産が流動負債の一〇〇パーセント以上（流動比率）でなければ分配できないと規定し（財政状態基準）、五〇一条において、この両基準を、会社が支払不能か配当支払により支払不能に陥るような場合の配当を禁止

る支払不能基準によつて補完させている。また、アメリカ模範会社法六・四〇条では、支払不能基準を規定するとともに、分配直後の会社資産総額が、負債総額および残余財産分配優先株式に支払うべき額の合計額未満となる分配の禁止を規定している(貸借対照表基準)。この中でアメリカ合衆国の諸州で採用されている衡平法上の支払不能基準は、企業において資本を有効に活用するために、将来のキャッシュ・フローを指標として資金状況を考慮し、会社が支払不能であるか、あるいは配当支払により支払不能に陥るような場合の配当を禁ずる基準である。この基準は、会社債権者保護の観点から有効なものであると考える。

しかし、アメリカ合衆国の各州の配当規制は、その禁止基準を超えなければ限度額まで配当(上限)してもよいとするものであり、企業に対する認識の違いからより多くの内部留保を希望する日本の企業において、株主保護の観点から、ある基準以上の配当(下限)を規定したものではないので、会社債権者保護と株主保護のための公正な利益配当に対する根本的な問題解決にはなっていない。

公正な利益配当を行うためには、合理的な内部留保が必要不可欠である。任意積立金のあり方、特に、目的を定めない積立金である別途積立金や繰越利益の合理的な算定方法を明確にする必要がある。これらの算定方法は法の強制に基づかない、会社が自治的に定款または株主総会の決議により積み立てる準備金であつて、「自治的に」という名のもと、会社の放恣に流される可能性はないのだろうか。特に横並び安定配当政策をとつている日本の企業においては、余剰利益を別途積立金や繰越利益として過度に内部留保される可能性は十分あり、配当財源である配当可能利益を圧迫しないような措置を講じる必要がある。

また、改正において、資本の部は資本と資本剰余金、利益剰余金に区分され、利益剰余金の部に利益準備金が記載される一方、配当に用いることができるその他資本剰余金は資本剰余金の部に記載され、さらに保有する自己株

式は資本の部の控除項目として記載されることになった。このため、債権者保護の観点から配当財源である配当可能利益を明らかにするという、従来の商法における資本の論理は大きく失われたといえよう。¹⁶⁾

三 配当財源としての合理性

1 資本

資本は、配当規制と密接な関係にあり、会社債権者保護のために、会社に確保すべき資産の基準額として貸借対照表の資本の部に記載することを要求されている。しかし、平成二三年および平成一四年における商法改正において、資本制度に関する重要な改正が行われ、会社の資本政策が弾力化され、その意義と機能に変化が生じてきている。そこで、その意義と機能を再検討し、特に、配当規制上、資本の分配について明らかにする必要がある。

(1) 表示資本の法的機能

株式会社の資本は、登記により公示され貸借対照表において表示される一定の数額であり、会社債権者に対する担保額を意味し、配当可能利益算定における控除項目として機能する。アメリカ法においても、表示資本は配当規制の基準となるものであったが、取締役が無額面株式の払込資本を表示資本と資本剰余金に配分することが認められ、資本剰余金からの配当も許され、さらに、資本の欠損があつても当期利益があるかぎり配当ができ (nimble dividend)、減資手続が簡易なことなどにより、表示資本は会社債権者保護機能を失い、出資金とは全く関係のないものとなった。その結果、アメリカ模範会社法やカリフォルニア会社法をはじめとする多くの州法は表示資本概念を破棄した。

わが国の商法は、表示資本に相当する財産の維持を要求する財産拘束機能と、配当可能利益算定にあたり控除項目としての計算尺度機能を併せもつ会社債権者保護機能を資本に求めている。資本の法律上の意味は、会社の目的のためにその構成員によって拠出され、かつ原則として触れずに維持されるべき金額であるが、資本は会社の保有すべき純財産の基準としての一定額であるから、個々の資産や営業用財産とはまったく別のものであり、資本に相当する財産がどのような形態で会社に保有されるかを問わない抽象的金額である。

会社財産は、景気変動や経営成績などにより常に影響を受け可変的なものであるが、営業活動の基礎であり、会社債権者の共同担保をなしている関係上、少なくとも最小限度の財産は常に保有されなければならない。したがって、資本の金額が多ければ、それだけ会社債権者保護のためのバッファ¹⁾としての意義を認めることはできるが、それは会社の財産状態や支払能力を表すとは限らない。

一方、株主有限責任の原則により株主は出資義務を負うだけであるから、会社債権者保護が計算尺度としての資本に結びつく理論上の必然性があるわけではない。また、資本は営業不振により会社財産が減少することまで阻止することはできない。しかし、表示資本は、不完全ではあるが有限責任の代償として一定の財産を会社に留保して、会社の財産的基礎の弱体化を阻止する機能としての配当阻止機能を有し、資本の欠損や債務超過に陥らないようにする警告機能も有するといえる。その中心となるのは会社財産が資本額未満となることを禁止する配当規制である。また、資本は、株主のエクイティ、すなわち、株主の会社に対する割合的地位の価値を表し、株主の出資義務や有限責任の範囲を明確化したものである。それゆえ、企業維持と会社債権者保護の観点から株主のエクイティに食いだんだ配当はすべきではなく、他に多くの機能を資本に負わせるべきではない。

確かに、会計制度ないし会社の財務内容の評価方法とその監査制度さらには開示制度が格段に進歩した現在、一

定の数额を公示してそれに相当する純資産の維持に配慮する画一的規制として資本制度の意義は減少しつつある。その例として、金融機関の財務の健全性が資本制度とは異質の自己資本規制比率により判断され、アメリカの配当規制は資産負債比率基準や支払不能基準に依拠するようになっていたことがあげられよう。しかし、資本は不完全ではあるが、その意義と機能を有するのであり、アメリカの多くの州法のように表示資本概念を放棄すべきものではないと考える。

(2) 資本の分配

平成一四年の商法改正において、株主および会社債権者の保護のための資本減少手続の改正が行われた。資本減少には、事業縮小により資本が過剰な場合、会社財産を株主に返還する実質上の資本減少と、会社が多額の損失を計上した場合、会社財産に資本の額を合わせる欠損填補により利益配当が可能となる名目上の資本減少がある。資本の減少は、権利が縮減する可能性のある株主にとって重大な問題であるので、株主総会の特別決議によらなければならない(商法三七五条一項)。また、会社財産を唯一の担保とする会社債権者にとっても担保の減少をもたらすものであるから、合併の場合の債権者異議の制度(商法一〇〇条)を準用し(商法三七六条二項)、会社債権者の同意を得てはじめて資本減少の効力が生ずるものとしている。

資本減少手続の改正により、つぎの事項について株主総会の特別決議を要するものとされた。①減少すべき資本の額、②株主に払い戻す場合は、払戻しに要する金額、③株式の消却をする場合は、消却すべき株式の種類および数、消却の方法ならびに消却に要する金額、④資本の欠損填補に充てる場合は、填補に充てるべき金額、である。株主に払戻しが行われるのは、会社財産が実際に流出する実質上の減資の場合だけであり、金銭の払戻しは、各株主の有する株式数に応じてなされ、自己株式についてはなされない(商法三七五条二項)。

資本の払戻しは、これまで配当規制の基礎をなした資本維持機能を支援する商法上の措置が相当程度毀損し、払込資本自体の維持さえ確保できなくなっている状況が存在するといえる。また、払込資本の払戻しを無条件で許容することは、有限責任制を前提とする株式会社法制にあっては許されないであろう。その払戻しを政策的に許容するにしても、例外的なものとするべきである。

しかし、資本金とされるものであっても債権者保護手続等を踏めば減額し、かつ、その減額分を株主に返戻することが商法上許容されている以上、商法の「資本の原則」に反するものではない。つまり、商法上の配当財源は多様化しており、「利益の配当」、「資本の払戻し」、「法定準備金の払戻し」は、「金銭等の社外流出処分・剰余金の処分」(配当)の一場面にすぎないのである。しかし、資本等の払戻しの性質は、資本と利益の区別の原則から理論的にも利益処分たる利益の配当とは明らかに異なるものであり、区分して規制すべきものであると考える。

2 法定準備金

法定準備金(資本準備金、利益準備金)が平成一三年度商法改正において大幅に改正された。改正点は、①法定準備金の積立方法が変更され、資本準備金と利益準備金を併せて資本の四分の一まで積み立てればよいことになった。また、②株主総会の決議により①の限度額を超える法定準備金については、資本減少手続によれば、その取崩額を配当可能利益とすることができるようになった。これは従来の方考え方を大きく変更するものである。さらに、③減資差益が資本準備金から削除され、その他の資本剰余金となり配当可能利益とすることもできるようになった。

また、平成一四年度において再び改正され、株主総会では、①減少すべき資本準備金または利益準備金の額、②株主に払戻しをなす場合には、払戻しに要すべき金額、③資本の欠損填補に充てる場合には、填補に当てるべき金

額を決議しなければならぬものとされた(商法二八九条二項)。この改正により法定準備金の株主への払戻しが可能であることが明らかになった。②と③の合計額が①を超えることはできず(商法二八九条三項)、②の払戻しは各株主の持株数に応じてなされ、自己株式は払戻しを受けない(商法二八九条四項・三七五条二項)。そこで、配当規制における法定準備金の配当財源としての可否について検討する必要がある。

(1) 法定準備金の法的意義

資本制度における法定準備金は法定資本と同じく計算上の数額であり、会社財産の流出を抑制し、会社債権者保護の観点から会社に確保すべき資産の基準額として計上を強制され、それに相当する財産がいかなる形で保有されるべきであるかを問わない。さらに、商法により法定準備金は、利益準備金と資本準備金に分けられている。これは企業会計原則において、利益剰余金と資本剰余金に区別されていることに対応したものである。

また、法定準備金は、従来から資本の欠損填補および資本組入に使用することができる(商法二八九条一項)。法定準備金の取崩しによる資本の欠損填補は株主総会(委員会等設置会社においては取締役会)の決議を要する(商法二八一条一項四号・二八三条一項)が、法定準備金の資本組入をとまなう株式分割(無償交付)は、会社債権者の不利益をもたらすものではないので取締役会決議で行うことができる(商法二九三条の三)。なお、改正により欠損填補のための利益準備金を先に取崩すべしとする規制が撤廃された。これは利益準備金と資本準備金の区別がなくなつたことを意味するものである。

会社が毎決算期の利益を財源として積み立てた利益準備金は、資本準備金の額と併せて資本の四分の一に達するまで、毎決算期に利益処分として支出する金額(配当金および役員賞与金)の一〇分の一以上を、中間配当を行うときはその分配額の一〇分の一を積み立てなければならない(商法二八八条)。このように利益準備金の積立に歯止

めを設けた理由は、利益拘束を無限に拡大することは株主の利益配当請求権を侵害し、株主を害することになるからである。また、資本準備金については、積立限度がなく無制限に積み立てられるのに対し、利益準備金については、前述の限度額以上は積立を要しないこととされていることも、両者の本質が異なっていることを意味している。

利益準備金の立法理由は、資本の欠損填補と利益配当の維持に求めることができる。前期において欠損が生じ当期に利益が生じていても、欠損を填補しないかぎりあるいは減資手続をとらないかぎり利益配当を行うことはできない。利益準備金は、平常時その利益の一部を留保して他日の損失に備えるとともに、利益配当を安定的に維持していくことを狙ったものであり、株主にも欠損填補という会社リスクを負担させることにより、株主の犠牲において債権者の保護を行っているのである。

また、損益取引とは無関係な資本取引に基づく剰余金(利益以外の財源)を源泉とするところから、拘束が要求され積み立てられる資本準備金には、払込剰余金(株式の発行価額のうち資本に組み入れない部分の金額)、株式交換差益(株式交換の場合の資本増加の限度額が、完全親会社の増加した資本の額を超えるときのその超過額)、株式移転差益(株式移転の場合の資本の限度額が、設立した完全親会社の資本の額を超えるときのその超過額)、新設分割差益(新設分割の場合の資本の限度額が、分割により設立した会社の資本の額を超えるときのその超過額)、吸収分割差益(吸収分割の場合の資本増加の限度額が、分割により営業を承継した会社の増加した資本の額を超えるときのその超過額)、合併差益(合併により消滅した解散会社から承継した財産の価額が、その会社から承継した債務の額およびその会社の株主に支払った合併交付金、ならびに吸収合併後の存続会社の増加した資本の額または新設合併により設立した会社の資本の額を超えるときの超過額)の六種類がある(商法二八八条の二第一項)。

資本準備金には、利益準備金のような積立の限度および積立率の規定はなく、法定の源泉に該当する資本剰余金

が発生すればその金額が積み立てられなければならない。なぜなら、それは広義の払込資本または資本修正に由来するからである。またその積立の時期は、資本準備金となるべき資本剰余金の発生の都度である。株主総会の決議により積み立てられるものではなく、株主総会の承認によりこの積立の適法性の確認をするにすぎない¹⁴。

資本準備金が、法定資本と同じく実質資本に属するにもかかわらず分離することを認めるのは、資本の欠損填補のための減資手続と資本準備金の取崩手続に難易があることから、その取崩を法定資本より緩和し、資本の欠損填補のための弾力的運用を目的とするものであるとされてきた。しかし、資本準備金に期待している機能は、後日における資本組入による新株の無償交付または利益配当および自己株式取得のための原資確保機能であり、一定の株価、配当率を維持したい経済界の要求に基づくものであるといわざるをえない。

また、欠損填補にあつてのバッファーとしての機能を強調することは、資本準備金の存在意義を積極的に理由づけることにはならない。資本準備金も会社債権者保護の目的を有するのであれば、わざわざ法定資本から分離して欠損填補に備えるより、むしろその全部を法定資本たらしめる方が一層目的にかなうといえる。さらに、会社債権者保護のために準備金を拘束することは、利益準備金の説明にはなつても資本準備金の説明にはならない。発行対価の一部を資本準備金とし容易に取崩を認めることは、会社債権者にとつて不利となるはずであり、債権者保護のためなら法定資本はより多いほどよいはずである¹⁵。また、諸外国と比較しても日本企業の資本が大きすぎるとは決していえない。もともと資本準備金は原則として全額が資本になるべきものである¹⁶。

さらに、資本準備金を資本欠損填補のために取崩し、利益配当を維持していくという観点からは株主保護機能を有し、減資手続により資本の欠損填補を行つても株主保護機能は変わらないのであり、法定資本と資本準備金を分離しないで全部を法定資本としても、株主や会社債権者に不利益は生じないはずである。また、資本準備金による

欠損填補を行うことにより、より迅速に容易に欠損填補を行うことは有意義ではあるが、そのために会社債権者の関与を排除して行うことは、会社財産を唯一の担保とする会社債権者の利益に重大な影響を及ぼすことになる。それゆえ、債権者保護手続を必要とする減資手続により嚴重に欠損填補を行うためにも、資本準備金を分離しないで全部法定資本とすべきである。

また、法定準備金は、資本に組み入れることが認められている。これは、法定準備金を資本に振り替えて、株式分割の規定に基づき新株を発行し株主に無償交付するものであり、株数は増加するが株主の資産に対する持分も会社資産も変わらない。さらに、法定準備金を資本に振り替えても株主や債権者の不利益となることはない。しかし、改正により、法定準備金の一部分配が認められることになり、配当不能財源から配当可能財源となったことに伴い、法定準備金制度について再検討を行う必要がある。

(2) 法定準備金の分配

商法改正により、株主総会の普通決議および債権者保護手続を要件として、資本準備金および利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額を限度として、資本準備金または利益準備金を減少することができる(商法二八九条二項・三項)、減少分は、株主に対する金銭の払戻し原資となるか配当可能利益に算入される。なお、自己株式の買受を決議する定時総会において、同時に資本の減少または法定準備金の減少を決議したときは、それらの減少額は自己株式の買受財源とすることが認められている(商法二一〇条四項)。

つまり、法定準備金減少の決議において株主に分配する旨を定めておけば、債権者保護手続を履行した後に分配することができ(実質上の減資手続と同じ)、当該決議においてそれを定めていなければ、債権者保護手続を履行した後定時総会における利益処分手続を経た上で分配することができる(利益配当手続と同じ)。また、定時総会決

議で定める自己株式の取得価額の総額の一部とすることができ、法定準備金減少決議後最初の定時総会前に行う自己株式買受の原資とすることも認められている¹¹⁾。

従来、法定準備金は、資本の欠損填補または資本組入以外は使用することはできなかったが、商法改正により、資本の四分の一相当額の法定準備金を残しておけば、残りは利益配当することができることになった。この場合、利益準備金と資本準備金のいずれから先に配当しても差し支えない。もともと、配当不能財源である法定準備金を配当財源とすることは、本来の債権者保護機能から逸脱するものであり納得しがたいが、利益準備金については、損益取引から発生した利益の留保の性格を有するものであり、利益配当したとしてもその性格から理解できる。

しかし、資本取引から生じた資本準備金については、企業活動の元手であり維持拘束性を特質とする資本の性格を有するものであり、商法における配当規制は、損益取引から生じた留保利益からの利益処分として利益配当がなされることを目的とするものであるから、資本取引を源泉とするものを利益配当の財源とすることは、債権者保護手続を経ていとはいえず、資本取引と損益取引を峻別し、資本と利益を区分する原則に混乱をきたし、商法における配当規制の趣旨に反するものであるということができる。ただ、資本準備金の分配を資本の払戻しとし、利益配当と区分するのであれば理解できないことはない。

また、改正法は、過去の株主の払込資本である減資差益を資本準備金に組み入れられないものとし、資本の部の資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の項目に計上し、配当原資とすることができることとした。さらに、取得した自己株式の取得原価をもって資本の部から控除し、期末に保有する自己株式は、資本の部の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。従来から会計学上の通説では、自己株式の取得は、資本の払戻しつまり実質上の減資であり、その取引は資本取引であるとされていたことから資本の控除として処理され、自己株式の処分

は新株発行と同様の手続による旨を定めている。しかし、その処分に基づく自己株式処分利益は、その他資本剰余金に計上され、配当可能利益に算入されることになり、形式は資本取引であるが実体は損益取引として扱われることになった。

利益を払込資本の運用成果とみる企業会計の立場からは、減資差益や資本準備金取崩額および自己株式処分利益を配当可能利益に含め利益配当することは誤りである。資本の払戻しと利益の配当を混同すると、株主の出資義務や有限責任の範囲あるいは会社の過去の業績が不明確になり、企業会計の利害調整機能が損なわれるおそれがある。このような改正は、実務の要請により緊急経済対策として行われ、銀行の配当原資の確保のためにのみ行われたとすれば、結局一時しのぎに過ぎず、いずれはその原資すべてが枯渇するものであり、かえって将来に問題を先送りし深刻なものとなるおそれがある。

結局、商法改正により資本の払戻しや利益の配当および自己株式の買受財源が、従来の配当規制により一括して取り扱われていることが問題なのであり、計算書類上も払込資本と留保利益の区別を前提とし、資本の部内部での振替が行われても混乱が生じない。あるいは、払込資本の払戻しと留保利益の分配の混同がないよう明確に区分明示した規制の検討が要求されることである。

(3) 税務上の取扱い

商法改正により、法定準備金減少決議を行った後、減少した法定準備金を原資として利益配当が可能となったことから課税上の取扱いが問題となる。現行の法人税法の規定からすると、資本準備金を減少させた場合であっても資本積立金(法人税法二条一七号)の減少とはならない。したがって、減少した法定準備金が利益準備金であろうと資本準備金であろうと、配当をした会社は全額を利益積立金から減算することになり(法人税法二条一八号子)。

場合によってはマイナスの利益積立金もありうることになる。また、利益配当（中間配当を含む）を受け取った株主は、全額を受取配当として課税されることになる（法人税法二三条一項一号、所得税法二四条一項）。本来、資本準備金を減少して配当原資とした場合には出資の払戻しとなることから、資本積立金を減算するという規定がないということが問題なのであり、商法上、法定準備金を取り崩して分配することができるとした以上は、税法上も資本積立金の払戻しとして処理できる立法措置を講ずべきである。¹⁴

一方、法定準備金の減少決議とあわせて株主に金銭を払い戻した場合の取扱いが問題となる。法定準備金の減少手続が資本減少手続に準じていることから、有償減資に準じた取扱いになるものと思われる。有償減資を行った場合には、払い戻された額の純資産額に対する割合を資本等の金額（資本と資本積立金の合計額）に乗じた額を資本積立金から減算させ（法人税法二条一七号ソ）、株主に払い戻した金額がこの金額を超えるときは、その超過額を利益積立金から減算させる（法人税法二条一八号ヌ）。これに対して、金銭の払戻しを受けた株主は、利益積立金の減算分を配当として課税されることになる。このように、減少した法定準備金を原資として利益配当とするのか、金銭の払戻しとするのかにより株主の課税が異なることになり、是正措置を講ずる必要がある。

3 繰延資産

繰延資産は、支出した費用の効果が次期以降に継続するので、費用と収益を対応させて期間損益計算を適正に行うために、次期以降に属する費用の額を資産として計上し、費用収益対応の原則に基づき、将来の収益に対応させるために漸次償却することが認められたものである。繰延資産は費用の繰延のための会計処理上の資産であり、現金の流入を生ずることはないが、支出した費用を次期以降の負担とするため利益は平準化される。

しかし、繰延資産を無制限に認めると会社債権者の利益を害するおそれがあるので、商法施行規則により創立費(同三五条)、開業準備費(同三六条)、試験研究費および開発費(同三七条)、新株発行費(同三八条)、社債発行費(同三九条)、社債発行差金(同四〇条)、建設利息(同四一条)を限定的に定め、法定期間内に均等額以上の償却を求め、開業準備費、試験研究費および開発費については配当制限を課している(同一二四条一項・一二五条一項)。

開業準備費、試験研究費および開発費は、それらの性質上不確実なうえ金額も大きく、その不当な計上により虚偽の配当可能利益を生み出して、会社債権者の利益を害する危険を抑制しようとする考慮により、開業準備費、試験研究費および開発費は繰延資産として計上することを許されるが、配当可能利益の算出に当たっては、その繰延資産の合計額に見合う法定準備金が存する限度においてのみ、資産と認められることとなつたわけである。つまり、財産的裏づけがなくても、法定準備金に見合う部分には配当可能資産であると考えられたということである。

また、繰延資産は換価性に問題のある資産として計上され、すべてが収益力に寄与するかにについても疑問である。そのため、繰延資産に計上しても、原則として五年以内の早期の均等額以上の償却を義務づけている(商法施行規則三五条・三九条)。しかし、全く繰延資産を否定することも行き過ぎであろうと考えられて、結局、開業準備費、試験研究費および開発費についてのみ妥協案として配当制限が立法された。

しかし、商法の配当規制において、これらを配当財源として許容してきたことが問題なのであり、それ自身の資産性に疑問のある繰延資産は、将来の収益に対応させて費用化させるための会計処理上の繰延勘定であり、配当規制においては、繰延資産を減価償却を伴う有形・無形の換価可能性のある資産や回収可能性のある債権と同じように取り扱うべきではなく、会社債権者保護および健全な企業経営の観点から、配当財源として分配してはならないと規定すべきではないかと思う。

4 繰延税金資産

現行商法において、繰延税金資産は、資産として配当可能利益に算入されている。繰延税金資産の資産性については見解が分かれていて、配当財源として配当可能利益に無条件で算入してもよいものかどうか、すなわち、繰延税金資産が、商法上の資産として計上されることが許容されるのかが問題となる。

繰延税金資産とは、たとえば、企業は取引先の貸倒れに備えて、あらかじめ貸倒引当金を損失として計上することができる。しかし、一定割合以上計上した場合には、税務認定上損金とはならず税金を支払わねばならない。取引先の貸倒れにより実際に損失が出た場合には、税務認定上損金とはならず税金を支払わねばならない。取引先されるものをいう。このように繰延税金資産の性質は、国税当局に対する企業の将来の税金還付請求権を表すものであり、貸借対照表の流動資産の部または投資その他の資産の部に表示され（商法施行規則六〇条・六九条）、損益計算書においては、法人税、住民税および事業税の次に、これらから控除すべき法人税等調整額として表示される（商法施行規則一〇〇条二項）。

ただし、実務上、大企業の決算において巨額の赤字が計上されている場合は、繰延税金資産もこれに伴い巨額に上っている。商法二九〇条の配当可能利益に繰延税金資産が算入されると配当可能利益も巨額になるが、実態は巨額の損失であったり、将来の税金の還付期待権というのでは配当にまわすのが躊躇される。

しかし、繰延税金資産には、次のような資産としての特質があり、資産概念を満たすものである。（イ）繰延税金資産は、財務会計と税務会計との相違による将来減算一時差異および税務欠損金の発生という過去の事象の結果として生じる。（ロ）繰延税金資産は、特定の企業が支配している項目である。（ハ）繰延税金資産は、将来において租税支出という現金流出額を減少させる可能性をもつ。それは、現金流出の減少に貢献する潜在能力をもつことに

より、結果的に経済的便益を企業にもたらす可能性のある資産である。

問題なのは、繰延税金資産の将来における回収可能性である。繰延税金資産は、貸倒引当金や退職給与引当金等の損算入限度超過額、棚卸資産の評価損などが生じる場合に計上されるが、特に、不良債権の有税償却や退職給与引当金の有税引当は多額に上る可能性があり、繰延税金資産の将来の回収見込についても不確定要素があるため慎重な配慮が必要とされる。しかし、繰延税金資産の算出根拠の開示と、その回収可能性について監査役(委員会等設置会社においては監査委員会)および会計監査人により每期見直し監査がなされることを条件に、配当可能財源として容認できるのではないかと思う。したがって、条件付ではあるが配当規制を行う必要がないものと考ええる。

5 未実現評価益

商法において、一部の資産に時価基準を導入する改正がなされ(平成一二年四月一日施行)、さらに、税法においても、平成一二年一度税制改正により一部の有価証券の評価方法に時価法が採用された。したがって、時価主義導入に伴い、配当財源としての資産評価益に対する配当規制と課税のあり方について検討する必要がある。

(1) 配当財源としての可否

商法においては、市場価格のある金銭債権(商法施行規則三〇条三項)・市場価格のある社債等(商法施行規則三一条二項)・子会社株式以外の市場価格のある株式等(商法施行規則三二条二項)については時価を付すことができる。このように、市場性の有無により時価を付すべきかを区別しているが、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)では、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式および関連会社株式、④その他の有価証券に分類して評価基準を規定している。

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、この評価は時価基準である。また、満期保有目的の債券とは、売買目的を有せず、企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券であり、取得原価で評価される。さらに、子会社株式会社および関連会社株式会社も、取得原価をもって評価する。これに対して、その他の有価証券とは、①、②、③のいずれにも分類できない有価証券であり、保有目的等自体も変遷していく面があること等から、①と③との中間的な性質を有するものとして、市場動向により売却が予定されている有価証券である。この評価には時価基準が採用されている。

ただし、デリバティブ取引に係る債券については、商法で新しい金融商品をすべて規制することができないため何ら規定を設けず、公正な会計慣行（商法三三二条二項）により評価せざるをえない。そこで、一般にデリバティブ取引に係る債券は、最終的に金銭で決済されることから、商法施行規則三〇条が適用され時価で評価することができるものと考えられる。なお、「金融商品に係る会計基準」の定める内容は、デリバティブ取引に係る債券は時価評価すべきとしている。

時価基準の導入は企業の実態を表すとともに、含み益を実現するために資産を売却することによる経営の弱体化を招くこともなく、財務内容の健全化につながる可能性が高いといえる。特に市場価格の変動にさらされている資産を時価でとらえることができ、リスクの大きさや経営の健全性を正確に把握することができるという面において合理的である。しかし、時価基準の導入に伴い生ずる未実現評価益の配当財源性が問題となる。アメリカにおいては、未実現損益であることのみをもって配当可能利益計算に反映させることを明示的に禁止しているものではなく、大部分の州が時価基準による未実現利益からの配当を一般に認めている。¹⁴⁾

わが国においては、未実現評価益は、資本の部の土地再評価差額金の部および株式等評価差額金の部に計上が認

められている(商法施行規則九一条二号、三号)が、商法は会社債権者保護および企業維持政策の立場をとるの
で、未実現評価益の配当を認めていない。それゆえ、配当可能利益の算定においては、時価評価による評価益を配
当可能利益から控除するものとしたのである(商法二九〇条一項四号、商法施行規則一二四条三号・一二五条三号)。
したがって、会計上は評価益を計上しても配当可能利益には含まれないこととなり、資産評価と配当可能利益の算
定との間では処理が異なることになった。

また、金融資産の評価をめぐって問題とされている時価は決算日の時価であり、取引当事者間で実際に交換が成
立するまでは計算上求められた交換価値の一例にすぎず、これを用いた評価益を利益に算入しても、いわば架空の
利益を算定しているようなもので、それを実際の分配に向けるわけにはゆかないであろうとの指摘がある。

これに対し、市場性ある有価証券や金融派生商品は、それ自体がいつでも換金可能な貨幣性資産であるとみなす
ことができ、そうした資産の価格変動所得の認識にあたって決定的な事象は売却という行為ではなく、いつでも換
金できること、すなわち、貨幣性資産としての市場性ある有価証券や金融派生商品の資産価値の増加は、高い流動
性を備えた資本市場で生じた実現の可能性の高い増価であることに着目すれば、それらを企業会計上の業績利益に
も商法上の配当可能利益にも、ともに算入するのが合理的である。また、資金の裏付けという意味での分配適定性
を問題とするならば、実現利益の場合も配当時点までそれに見合う流動資産が確保されている保証はない。

商法が配当可能限度額計算に際して求めている利益は、資金的裏付けのある利益というより、過去に一旦資金と
して回収されたという経緯のある利益である。しかし、整備された流通市場をもち、そこで成立する価格で随時換
金可能であるという特性をもつ保有資産に生じた価値の増分または減分が、市場取引を通じて確実にキャッシュ・
フローに転換しうる客観的な状況が存在している。しかも、そのキャッシュ・フローは市場価格により合理的に測定

可能である。こういう条件が満たされる金融資産については、その価値の増分を分配したとしても、実現利益を分配した場合に比べて会社債権者の利益を損なうとは考えにくい。会社債権者を尊重するあまり株主の権利を阻害するような会計基準の設定は、分配指標としての会計利益に期待される利害調整機能の実現にとって公正とはいえないとの指摘もある。

また、現在の株主であっても、資産が売却されたときに株主であるとはかぎらない。したがって、未実現評価益が配当されないときは、現在の株主の犠牲において、将来の株主の利益を図ることとなる。さらに、外貨建短期金銭債権債務の為替換算損益は配当可能金額算定にあたって考慮されてきたし、銀行の行う先物為替取引および通貨オプションについては値洗基準が採用され、その損益は配当可能限度額計算に含まれている。それゆえ、時価基準による評価・表示を通じて保有損益の期間帰属を明らかにして、株主間の所得分配の公正を図るべきであろう。

また、配当可能利益計算において、未実現評価益を配当可能利益から控除されるものであるとしたのであるから、商法上の配当可能利益と会計上の報告利益とは異なることになり、その区分は耐えず検討されなければならない。企業の業績を算定することを目的とした企業会計と、配当規制を通じて会社債権者の保護を目的とした商法とは、目的が異なるのであるから、一つの利益概念で二つの目的を同時に達成することは難しい。しかし、配当は毎期の経営成果の分配であり、企業会計における業績利益が配当可能利益となるのが合理的である。

したがって、すべての未実現評価益の配当財源としての配当可能性が肯定されることを意味するものではないが、資金需要に応じて適宜換金処分することが可能な資産である場合には、実現時に過年度の運用成果をひとまとめにして配当可能利益に算入するよりも、期間損益計算の適正化の観点から費用については引当金、減価償却、繰延資産償却等が、収益については工事進行基準、契約に基づく継続的な役務提供による収益の時間基準等が採用されて

いるように、毎期発生した資産の未実現評価益をその期ごとに業績利益として計上し、配当可能利益に反映させる方が経営成果の分配として合理的である。このように一定の条件が満たされる資産については、未実現評価益といえども配当財源たりうるものと考える。

(2) 税務上の取扱

商法では、市場価格ある金銭債権・有価証券（子会社株式を除く）については時価評価を行うことができるが、時価評価に伴う評価益は配当可能利益から排除されている。これに対し、税法では、売買目的有価証券の評価益は課税され、商法と税法において一部の有価証券に同様に時価評価が導入されているにもかかわらず、その対応に相違が生じることになった。従来から法人税法においては、原則として資産の評価益を益金の額の計算の別段の定めにより益金に算入しないとされ（法人税法二五条一項）、評価損についても損金の額に算入しないとされている（法人税法三三条一項）。しかし、改正により、売買目的有価証券については時価法により評価し、評価益または評価損は益金の額または損金の額に算入されることになった（法人税法六一条の三第一項一号・二項）。

商法において、未実現評価益が配当可能利益から排除されているにもかかわらず、税法において評価益を課税することができることに合理性があるのか問題となる。そこで、包括的所得概念によれば時価主義および発生主義を前提とすることになり、所得が発生しているときに課税すべきことになる。所得が発生したときに課税を行わなければ、課税を行う機会が得られない所得であるなら、所得が発生したときに課税しなければ不公平な状態が解消されないことになる。しかし、売却された時点で評価損益が清算されれば、最終的には公平な課税が行われることになる。

ただし、売買目的有価証券は、短期売却を目的として取得した有価証券であり、評価益が発生したときに課税し

なければ課税を行う機会が得られないわけでもない。課税時点が所得発生時であろうと売却時であろうと問題はない。しかし、所得発生時に課税を行わないと課税の繰延になることから、現行法人税法は、包括所得概念に基づき未実現評価益が発生したときに課税を行っている。商法においても、市場価格のある有価証券の決算日の評価に基づく評価益の計上が認められているのであるから、評価益を配当可能利益から排除していることが問題なのであり、前述のごとく売買目的有価証券に関しては評価益を配当可能利益に算入すべきである。そのことにより税法との対応の相違が解消され整合性をはかることができるものと考えられる。

四 結び

平成一三年および平成一四年において、配当規制と密接な関係にある資本制度に関する重要な商法改正が行われ、資本および法定準備金の概念の変更に伴い配当規制にも変化が生じ、配当財源である配当可能利益を明らかにするという従来の資本の部の機能が失われた。特に、配当規制における資本は、不完全ではあるが有限責任の代償としての一定の財産を会社に留保して、会社の財産的基礎の弱体化を阻止する機能としての配当阻止機能を有し、資本の欠損や債務超過に陥らないようにする警告機能を有する。

しかし、資本減少手続の改正が行われ、会社財産を株主に返還する実質上の資本減少は、株主総会の特別決議および債権者保護手続を経ることを要し、総会の決議内容等が明確化された。この資本の払戻しは、配当規制の基礎をなしている資本維持機能が毀損したものであるといえるが、商法で許容されている以上、違法行為ではない。しかし、資本の払戻しの性質は、資本と利益の区分の原則から理論的にも利益処分たる利益の配当とは明らかに異なる。

るものであり、統一的に規制すべき性質のものではない。

さらに、法定準備金は、法定資本と同じく会社財産の流出を抑制し、会社債権者保護の観点から会社に確保すべき資産の基準額として計上を強制され、従来から資本の欠損填補および資本組入以外に使用することができないものであった。しかし、商法改正により、株主総会の普通決議および債権者保護手続を要件として、資本の四分の一相当額の法定準備金を残しておけば残りは利益配当することができることになった。この場合、利益準備金については、損益取引から発生した利益の留保の性格を有するものであり、利益配当したとしても理解できないことはない。

しかし、資本取引から生じた資本準備金については資本の性格を有するものであり、利益配当の財源とすることは、債権者保護手続を経ているとはいえず、資本と利益を区分する原則に混乱をきたし、損益取引から生じた留保利益からの利益処分として利益配当がなされることを目的とする商法の配当規制の趣旨に反するものである。したがって、資本準備金の分配を資本の払戻しとし、利益配当と区分開示するのであれば理解できないことはない。なお、資本取引から生じた減資差益や自己株式処分益を配当可能利益に含め利益配当することは誤りであり、資本の払戻しや利益配当および自己株式の買受財源を、従来の配当規制により一括して取り扱うのではなく区分開示した規制が必要である。また、資本準備金を減少して配当原資とした場合には出資の払戻しとなることから、資本積立金の払戻しとするという法人税法上の規定がないことは問題であり立法化すべきである。

さらに、資産性に疑問のある繰延資産は、換価可能性および回収可能性のない会計処理上の繰延勘定であり、配当規制においては配当不能財源として扱うべきである。これに対し、繰延税金資産は、将来の回収見込について不確定要素があるものの資産としての特質があり、その算出根拠の開示と、その回収可能性について監査役(委員会

等設置会社においては監査委員会)および会計監査人により毎期見直し監査がなされることを条件に、配当財源として容認できるものと考ええる。

また、利益配当は毎期の経営成果の分配であるから、資金需要に応じて適宜換金処分することが可能な資産である場合には、毎期発生した資産の未実現評価益をその期ごとに業績利益として計上するだけでなく、配当財源として配当可能利益に反映させるべきである。一方、税法では売買目的有価証券の評価益は課税され、商法と税法において一部の有価証券に同様に時価評価が導入され、評価益の計上が認められているにもかかわらず対応に相違が生じている。税法との対応の相違が解消され整合性をはかる意味からも、商法において売買目的有価証券の評価益を配当可能利益に算入すべきものであると考ええる。

- (1) Ballantine, *On Corporation* 580 (Rev ed. 1946).
- (2) 矢沢 博『企業会計法の理論』(有斐閣・一九八一)一一九頁。
- (3) 拙稿『公正な利益配当と資本の担保機能』『企業法学第四卷』(商事法務研究会・一九九五)一三三頁。
- (4) 拙稿、前掲注(3)、一三四頁。
- (5) 拙稿、前掲注(3)、一三五頁、一三九頁注(分)参照。
- (6) 小林 量『商法の債権者保護機能との関係』『企業会計五四巻七号』(二〇〇二)三二頁。
- (7) Conrad, *Corporations in Perspective* 309 (1976).
- (8) Levy, *Private Corporations and Their Control* 295 (1950).
- (9) 拙稿『資本制度と株式の課題』『法学新報』一〇七巻一一・一二号(二〇〇二)六三〇頁。
- (10) 森本 滋『序論—わが国会社法の資本制度関連改正動向』『商事法務』一六〇一号(二〇〇一)五頁。
- (11) 森川八洲男『新会計基準における資本の部の分類的特質』『企業会計五四巻七号』(二〇〇二)二五頁。
- (12) 尾崎安史『法定準備金制度の改正—商法上の法定準備金制度再論—』『法曹時報五四巻二号』(二〇〇二)三三六頁。
- (13) 尾崎安史『配当可能利益の変容』『企業会計五四巻七号』(二〇〇二)四一頁。

- (14) 西山忠範「資本構成と利益配当」『現代企業法講座(3)企業運営』(東京大学出版会・一九八五)三六六頁。
- (15) 末永英男「商法の計算構造について—資本金と法定準備金を中心として—」『会計一五〇巻四号(一九九六)三二頁。
- (16) 大隅健一郎・今井 宏「会社法論 中巻(第三版)」(有斐閣・一九九二)四五頁。
- (17) 酒巻俊雄「基本法コンメンタール会社法2(第六版)」(日本評論社・一九九八)一四五頁。
- (18) 拙稿、前掲注(9)、六二頁。
- (19) 上村達男「資本準備金による自己株消却をめぐる問題点」『ジュリスト一一三三三号(一九九八)六六頁。
- (20) 拙稿、前掲注(9)、六二頁、六三頁。
- (21) 江頭憲治郎「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト一一〇六号(二〇〇一)一一〇頁。なお、平成一五年度商法改正において、定款をもって取締役会決議による自己株式取得を行う旨を定めた場合には、取締役会の決議だけで自己株式を取得することができ(商法二二一条の三第一項二号)、定時総会決議による自己株式の取得枠に加えて、定款授權に基づく取締役会決議による取得枠も認められることになった。ただし、この場合の取得財源は、中間配当財源を限度としなければならず(商法二二一条の三第三項)、取得後最初の定時総会で、自己株式取得を必要とした理由、その株式の種類、数、取得価格の総額を報告しなければならない(商法二二一条の三第四項)。
- (22) 武田昌輔「税法における資本等の金額の特異性」『税研一八巻四号(二〇〇三)四五頁。
- (23) なお、自己株式の取得財源としての配当可能利益の合理性については、拙稿「金庫株の意義と配当可能利益との関係」『琉大法學六九号(二〇〇三)二九六頁以下を参照。
- (24) 武田隆二「会計学一般教程(第五版)」(中央経済社・二〇〇二)二二三頁。
- (25) 鈴木一水「自己株式および資本準備金取崩に関する会計処理の問題点」『税研一八巻四号(二〇〇三)五九頁。
- (26) 岸田雅雄「資本関係に関する商法改正」『金融・商事判例一一六〇号(二〇〇三)六四頁。
- (27) 野口晃弘「商法改正と自己株式の会計」『企業会計五三巻二二号(二〇〇二)二九頁。
- (28) 武田昌輔、前掲注(22)、四六頁。
- (29) 大隅健一郎・今井 宏、前掲注(16)、四六一頁。
- (30) 尾崎安央、前掲注(13)、三九頁。
- (31) 居林次雄「商法二九〇条の配当可能利益と繰り延べ税金資産との関係」『帝京法學二三巻一号(二〇〇三)一三三頁。
- (32) 居林次雄、前掲注(31)、三頁。
- (33) 居林次雄、前掲注(31)、六頁。

- (34) 中田信正『税効果会計詳報 基準形成と計算構造』(中央経済社・一九九九)一九頁。
- (35) なお、未実現評価益からの配当を認める判例として、Randall v. Bailey, 23 N.Y.S.2d 174(Sup. Ct. 1940)がある。
- (36) 弥永真生『企業会計法と時価主義』(日本評論社・一九九六)二五八頁、二七一頁。
- (37) 長谷川 茂『時価評価と損益計算』(会計一五三巻)一九九八、三三頁。
- (38) 醍醐 聡『時価評価と日本の配当計算規定』(税務弘報四四巻八号)一九九六、一一頁。
- (39) 浜本道正『利益情報の役割と資産評価』(企業会計四八巻九号)一九九六、一一八頁。
- (40) 弥永真生『配当規制と未実現損益(一)』(民商法雑誌一一四巻四・五号)一九九六、七八九頁。
- (41) 弥永真生『取得原価基準の再検討(四・完)』(法学協会雑誌一〇七巻二一号)一九九〇、一八八三頁。
- (42) 醍醐 聡『時価評価と業績測定・成果配分』(会計一四六巻二一号)一九九四、六七頁。